

羽田・成田乗継（豪州インバウンド対象）旅マエ周知施策
LP 制作等業務仕様書

本仕様書は、広島空港振興協議会（以下「協議会」という。）が「羽田・成田乗継（豪州インバウンド対象）旅マエ周知施策」の LP 制作等業務における受託者を公募するにあたり、基本的事項について定めるものである。

1 業務の目的

- （１）プロモーションを通して長期滞在旅客（豪州ターゲット）の囲い込みを図る
- （２）成田・羽田乗継⇒広島空港から始める日本の旅の旅マエ周知（豪州市場）

2 事業予算額

令和 7 年度：4,000,000 円

令和 8 年度：1,000,000 円

3 業務の期間

令和 7 年度 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

令和 8 年度 令和 8 年 4 月 1 日～6 月 30 日

4 業務内容

（１）ターゲット

豪州在住で日本への旅行に関心または、日本を旅行先にすでに選んでいる旅客

（２）背景

- ・広島県旅行者の流入データ（HIT 広島県観光連盟データ）では、広島に訪問する海外インバウンドの 70%以上が羽田・成田からの入出国である。
しかしながら、羽田・成田乗継で広島空港を利用して訪問する欧米豪の割合は 2%程度(エアライン聴取り)である。
- ・広島訪問の利用交通機関は JR が主である。広島県以外の立ち寄り都道府県は京都府が 56.4%。ついで東京都 38.7%となっており、この東京の既存需要に対し東京ー広島・成田路線を周知することで旅客増に繋げることが必要であると考える。
- ・HIT(広島県観光連盟)2024 年 4 月～12 月の海外インバウンド流入経路によると、広島県来訪者上位 5 位は欧米豪が占めている。その中で豪州の旅客は日本滞在期間が 1 か月程度と長く、体験目的でのリピート率が多い。さらに広島空港から利便性のよい尾道への訪問が特に伸びていることから、豪州旅客をターゲットに、SNS の旅マエ周知を行う。
- ・旅マエ周知には、RateGain Adara(以下、Adara)のサービスを利用する。Adara は 270 以上の提携ブランド（航空会社・ホテルチェーン・OTA・メタサーチ等）からデータを収集。
世界最大級のトラベルデータ基盤を構築しており、データは 24 時間ごとに更新され、ほぼリアルタイムの購買行動に基づいたマーケティングが可能。
- ・Adara を利用するにあたり、ランディングページ(LP)・動画/静止画など、広告素材を提供する必要がある。広告のビジュアルなど、素材制作がこの施策の要となる。

(3) 業務内容

①制作物は全て英語であること

②制作物は上記 1. (2) の目的を明確にしたものであること

③令和 7 年度は以下、(ア)～(オ)を実施すること

(ア) LP 制作

- ・サーバー、ドメイン使用に関する費用を考慮に入れること
- ・海外インバウンド用エアラインチケットの紹介とリンク（3 社程度予定）
- ・Japan-Guide.com に公開の記事・動画の紹介とリンク
- ・海外インバウンド用、成田・羽田経由地方空港への格安チケットの周知/リンク
- ・広島空港利用モデルルートの紹介（3 パターン予定：モデルルートは協議会から提案）
- ・「広い島」インスタの紹介
- ・ジャパンガイド記事・動画の紹介とリンク

(イ) ランディングページへの導入を促す広告、ビジュアル等のクリエイティブ制作

- ・広告用バナー制作
- ・広告用動画（15 秒）/静止画制作
- ・その他クリエイティブ

(ウ) Adara との連携（Adara による PR がスムーズに行われるよう、LP、広告用バナー、動画、静止画などのデータ提供等）

(エ) LP 管理業務（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室「ドメイン管理ガイド」を準用）

(オ) 制作に際し必要な素材の確保

④令和 8 年度は以下、(ア)～(ウ)を実施すること

(ア) LP 管理業務

(イ) Adara との連携（Adara による実績確認のためのデータ提供等）

(ウ) LP 閉鎖業務（閉鎖後も旧ドメインの所有を行うなど、利用者が検索サイト等を経由して正規のウェブサイトになりすました不正なウェブサイトへ誘導されないよう対策）

5 契約に関する条件等

(1) 再委託

受託者は、広島空港振興協議会（以下、協議会）の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 17 日広島県条例第 53 号）を遵守しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

6 留意事項

(1) 受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

(3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。

以上